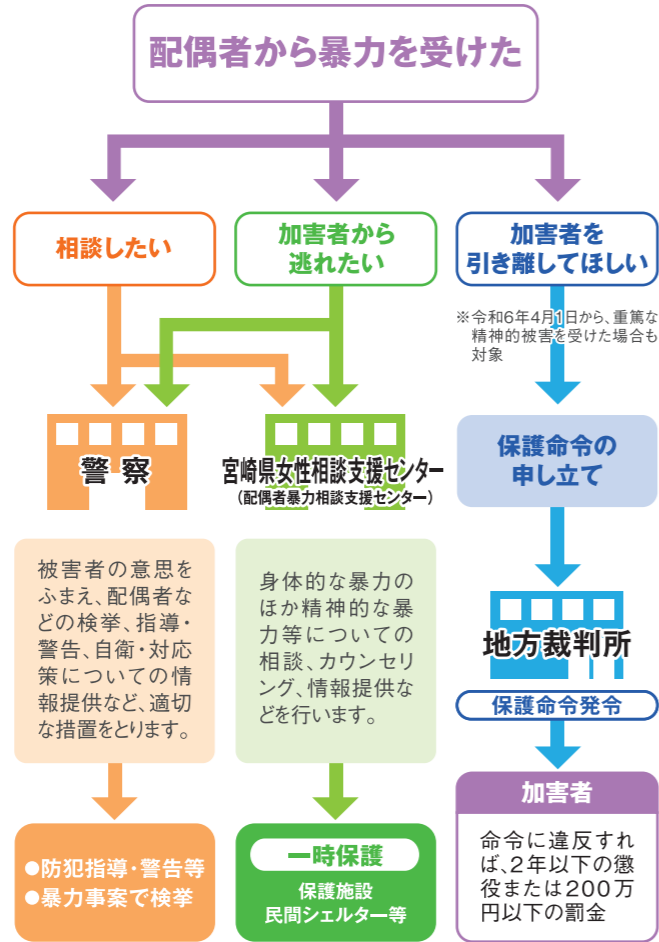


あなたを守る法律があります

DV防止法

●被害者支援の流れ



保護命令

被害者が、配偶者からの更なる暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合、地方裁判所に申し立てを行うと、加害者に対して「保護命令」が出されます。

- 接近禁止命令 加害者が1年間、被害者につきまったり、住居・勤務先などの近くを徘徊することを禁止します。(被害者と同居する未成年の子どもや親族等も対象になります。)併せて、電話・メール等を禁止することもできます。
- 退去等命令 加害者に2ヶ月間、同居している住居から出て行くことを命じます。住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合は、申し立てにより、6ヶ月とする特例もあります。

配偶者や恋人からの暴力に関する相談窓口

相談は無料です。 秘密は厳守します。

宮崎県女性相談支援センター
(配偶者暴力相談支援センター) ☎0985-22-3858

相談時間 [電話]月～金(9:00～20:30) / 土・日(9:00～15:00)
[面接]月～金(9:00～18:00) ※祝日・年末年始を除く

警察安全相談室 ☎0985-26-9110

●警察本部 ●各警察署・代表電話 (短縮ダイヤル #9110)
相談時間 [電話]月～金(8:30～17:15) ※緊急の場合は、左記時間外でも当直体制で対応可能

宮崎県男女共同参画センター ☎0985-60-1822

相談時間 [電話・面接]月～金(9:00～17:00) / 土(9:00～16:30) ※祝日・年末年始を除く

宮崎地方法務局 ☎0570-070-810

(女性の人権ホットライン)
相談時間 [電話・面接]月～金(8:30～17:15) ※祝日・年末年始を除く

宮崎市女性相談室 ☎0985-21-1779

相談時間 [電話・面接]月～金(9:00～17:15) ※祝日・年末年始を除く

宮崎市男女共同参画センター「パレット」 ☎0985-25-2057

相談時間 [電話・面接](9:00～16:30) ※火曜・祝日・年末年始を除く

都城市男女共同参画センター ☎0986-23-7157

相談時間 [電話・面接]月～金(10:00～16:00) ※祝日・年末年始を除く

延岡市男女共同参画センター ☎0982-22-7056

相談時間 [電話・面接]月～金(8:30～17:15) ※祝日・年末年始を除く

日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」 ☎0982-55-1660

(相談専用)
相談時間 [電話・面接]月・火・木・金(13:00～16:00) ※祝日・年末年始を除く

えびの市女性相談所 ☎0984-35-0152

☎0120-123-693
相談時間 [電話・面接]月～金(9:00～16:00) ※祝日・年末年始を除く

さぼーとねっと宮崎 (性暴力被害者支援センター) ☎0985-38-8300

相談時間 [電話・面接]月～金(9:00～17:00) 短縮ダイヤル #8891
上記以外の時間は、国の夜間休日コールセンターに電話が自動転送されます。

DV相談ナビ

は れ れ ば
短縮ダイヤル #8008

最寄りの相談機関の窓口
に電話が自動転送されます。 緊急時は迷わず110番へ

ドメスティック・バイオレンス

DV

配偶者や恋人からの暴力



我慢しなくて
いいんだよ



パープルリボンは、DV等の暴力防止を訴えるシンボルマークです。

宮崎県

DVってなに？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者からふるわれる暴力のことです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力なども含まれ、それらが複雑に絡み合って被害者の心と体を傷つけます。



- 身体的暴力**
 - 殴る、蹴る
 - 物を投げつける、髪を引っ張る
 - 刃物などを体に突きつける
- 精神的暴力**
 - 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
 - 人前で侮辱的、差別的発言をする
 - 無視する
 - 大切にしている物を壊される
- 性的暴力**
 - 性的行為を強要する
 - 避妊に協力しない
 - 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる
- 経済的暴力**
 - 生活費を渡さない、お金を取り上げる
 - 就職や仕事を続けることを妨害する
- 社会的暴力**
 - 交友関係や電話を細かく監視する
 - 外部との接触を制限する
- 子どもを巻き込んだ暴力**
 - 子どもの前で暴力をふるう(面前DV)
 - 子どもに危害を加えたとおどす

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

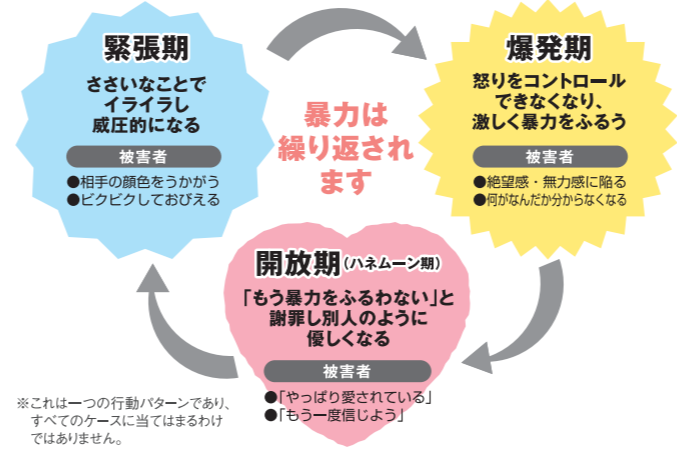
DVを理解するためのQ&A

- Q** 暴力をふるう人は特別な人ですか？
- A** 加害者は特別な人ではありません。暴力をふるう人の、年齢・学歴・職業などに一定の傾向はありません。職場や地域では、穏やかで真面目と思われている人が、実は家庭で暴力をふるっている場合もあります。
- Q** なぜ被害者は逃げないのですか？
- A** 「逃げない」「逃げられない」背景には様々な問題が存在します。



DVのサイクル

加害者は、暴力をふるったあとに、一転して反省の態度を見せたり、別人のように優しくなったりします。しかし、暴力は繰り返され、エスカレートする傾向があり、被害者は次第に逃げる機会や気力を失っていきます。



- Q** 被害者にはどんな影響があるのですか？
- A** DVは心身に深い傷を残します。打撲など身体的な影響を受けるだけでなく、心にも深刻な影響を受けます。いつも不安でおびえたり、生きる気力を失ってしまうこともあります。
- Q** 子どものために我慢したほうがよいのでは？
- A** DVは子どもの心身の発達や生育過程に影響します。暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスを受けており、子どもの心身の発達、成長過程に大きな影を落とします。また、暴力が子どもに向けられることも少なくありません。
- Q** 暴力をふるわれる側にも問題があるのでは？
- A** どんな理由であれ、暴力はふるう側に責任があります。暴力をふるう人は「言うことを聞かないからだ」など様々な理由をあげますが、どんな理由でも暴力は許されるものではありません。暴力をふるわれていい人など一人もいません。

あなたは悪くありません

あなたとパートナーとの関係は大丈夫？

このような徴候があると要注意です

- 些細なことで怒鳴ったり、物に当たったりする
- 人が傷つくことを平気で言う
- 自分の予定を優先させないと無視したり、不機嫌になる
- 電話の着信履歴やメールをチェックする
- 「何してる?」「誰と会う?」などと行動を制限する発言が多い
- 相手の意見を聞かずに、自分勝手に物事を決める
- 思い通りにならないと、怒鳴ったり責めたりおどしたりする
- 殴るふりをしたり、叩いたり蹴ったりする
- 無理やり性的な行為をする
- 避妊をしない
- 勝手に借金を重ねる